

第 号

対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

下記の者は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項に規定する対象鳥獣捕獲員として指名又は任命した者であり、鳥獣被害防止特措法第4条第2項第4号に規定する対象鳥獣の捕獲等に積極的に従事する者であることを証明する。

住所：

氏名：

平成 年 月 日 発行

市町村長名 印

（注） この証明書は、本証明書が発行された日から、その日の属する年の翌年の4月15日（証明書が発行された日が1月1日から4月15日までに属するときは、その年の4月15日）までに限り有効とする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。